株式会社南江堂との訴訟に係る知的財産高等裁判所の判決について

平成 25 年 4 月 18 日
株式会社じほう
代表取締役社長　武田　正一郎

当社が平成 20 年 1 月 25 日に発行した「治療薬ハンドブック 2008」に関して、株式会社南江堂は、同社発行に係る「今日の治療薬 2007」の編集著作権を侵害しているとして、平成 20 年 10 月 20 日に当社を相手取り東京地方裁判所に訴えを提起したところ（東京地方裁判所平成 20 年（ワ）第 29705 号出版差止等請求事件）、東京地方裁判所は平成 24 年 8 月 31 日に「原告請求全面棄却」との判決を言い渡しました。

株式会社南江堂はこれを不服として平成 24 年 9 月 13 日に知的財産高等裁判所に控訴していましたが（知的財産高等裁判所平成 24 年（ネ）第 10076 号出版差止等請求控訴事件）、本日平成 25 年 4 月 18 日、知的財産高等裁判所の判決が言い渡され、株式会社南江堂の主張はそのほとんどが斥けられました。

しかし一方で、残念ながら、「治療薬ハンドブック 2008」の漢方薬便覧部分の一部について、著作権侵害が成立すると判断されました。なお、認容損害額は控訴人請求額の約 1.8%と極めて少額でした。

とはいえ、医療用漢方製剤市場シェアの約 99.5%を占め、医療関係者には漢方三社として広く認識されているツムラ、クラシエ、コタローの商品名を主に選択した等の点で創作性が認められるとの控訴審判決は、当社として受け入れがたく、また当社のみならず医薬品情報出版業界全体にも多大の悪影響を及ぼすものと考え、当社は、上記判決のうち著作権侵害を認めた部分を不服として、現在、最高裁判所への上告を準備しております。

以　上